

「笠間市営住宅管理条例」の改正に伴う基準（案）

参酌、従うべき、標準、その他の基準	笠間市の対応	改正案の条文
公営住宅法	笠間市営住宅管理条例	
<p>(入居者資格)</p> <p>公営住宅法</p> <p>第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。</p> <p>イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参酌して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額</p> <p>公営住宅法施行令</p> <p>第六条 法第二十三条第一号イに規定する政令で定める金額は、二十五万九千円とする。</p> <p>二 法第二十三条第一号ロに規定する政令で定める金額は、十五万八千円とする。</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>新たな国の基準を採用すると低所得者の入居が困難になるため、現在の笠間市入居基準を採用することとした。</p> <p>国の基準のとおりとする。</p>	第5条
<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第二十四条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。</p>	<p>(入居者資格の特例)</p> <p>国の基準のとおりとする。</p>	第6条

<p>2 第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二条第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p>		
--	--	--